小平市廃棄物指定収集袋等

取扱店手引書

**小平市指定収集袋等業務について**

平成31年4月1日より家庭ごみ有料化及び戸別収集実施にあたり、小平商工会は小平市と業務委託契約を締結し、家庭廃棄物指定収集袋を含めた、事業系一般廃棄物指定収集袋、資源物用ひも、廃棄物処理シール（以下「ごみ袋等」という）の受注・収納業務を受託することになりました。

そこで、ごみ袋等の販売を行っていただく、取扱店を募ります。

主な取扱店の業務は、小平市民及び事業者にごみ袋等を販売していただき、その代金（廃棄物処理手数料）を、小平商工会を通して、小平市に納付していただく業務になります。

**☆お問い合わせ先☆**

**小平商工会**

**電話：042-313-6100**

**FAX：042-313-6665**

**平成３０年　７月３１日作成**

**平成３０年１２月２５日改訂**

**１．取扱店　募集概要**

１　募集期間　随時受付

２　募集条件

以降(1)～(7)の全てを満たした事業所が対象になります。

　(1)継続して取扱店としての業務の遂行が可能であること

(2)各容量等の在庫をすべて常備することが可能であること

(3)「家庭廃棄物指定収集袋」、「事業系一般廃棄物指定収集袋及び資源物用ひも」、「廃棄物処理シール」を原則全種類販売すること

(4)在庫確認やアンケート調査等の提出が可能であること

(5)市税を滞納していないこと

(6)小平市の３Ｒ（Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」）等に関する施策に協力することが可能であること

(7)小平商工会の会員であること、またはその他商工会長が認めた場合

※取扱店の販売環境等によって、取扱店として選定出来ない場合があります。

３　提出書類

　　・小平市指定収集袋等取扱店申込書　（様式１）

　　・協定書２枚　後日１枚返信します。　（様式2）

・預金口座振替依頼書・自動振替利用申込書（様式4）

口座振込をご希望の場合でも、「口座名義人住所」及び「利用申込者」記入欄は

請求書の郵送先になりますので、必ず提出してください。

３枚目（黄色の紙）はお客様控えになりますので、提出は必要ありません。

・この他、商工会に未加入の事業者様には、「商工会加入申込書」、「口座振替依頼書」が必要となります。

**２．ごみ袋等の販売について**

１　消費者への取扱店周知

・資源とごみの収集カレンダー・パンフレット（申込時期によって掲載されません）

・商工会ホームページ

・取扱店ステッカー（１店舗につき原則１枚）

　※複数枚ご希望の方は、商工会までご連絡ください。

２　ごみ袋等の種類及び販売価格

・ごみ袋等には、それぞれ外装袋等にバーコードが付けられています。

　※資源物用ひもにはバーコードが付いておりませんので、別添のバーコード表をご利用ください。

・全ての種類、全ての容量等を在庫してください。

例えば：燃やすごみ用袋　5リットル　だけを取扱うことはできません。

全ての種類、全ての容量等を店頭に並べる必要はありませんが、取り扱っていることが市民に分かるように表記をしてください。

・販売の種類及び販売価格は次のとおりです。

◆家庭廃棄物指定収集袋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 袋のサイズ | 販売価格　1組（10枚入り） | 発注単位（30組） |
| 燃やすごみ用袋 | 特小袋 | 5リットル | 100円 | 3,000円 |
| 小袋 | 10リットル | 200円 | 6,000円 |
| 中袋 | 20リットル | 400円 | 12,000円 |
| 大袋 | 40リットル | 800円 | 24,000円 |
| 燃やさないごみ用袋 | 特小袋 | 5リットル | 100円 | 3,000円 |
| 小袋 | 10リットル | 200円 | 6,000円 |
| 中袋 | 20リットル | 400円 | 12,000円 |
| 大袋 | 40リットル | 800円 | 24,000円 |
| プラスチック製容器包装用袋 | 小袋 | 10リットル | 100円 | 3,000円 |
| 中袋 | 20リットル | 200円 | 6,000円 |
| 大袋 | 40リットル | 400円 | 12,000円 |

◆事業系一般廃棄物指定収集袋及び資源物用ひも

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 袋のサイズ | 販売価格　1組（10枚入り） | 発注単位（5組） |
| 燃やすごみ・燃やさないごみ用袋 | 小袋 | 10リットル | 600円 | 3,000円 |
| 中袋 | 20リットル | 1,300円 | 6,500円 |
| 大袋 | 45リットル | 3,000円 | 15,000円 |
| 資源物用袋 | 小袋 | 10リットル | 200円 | 1,000円 |
| 中袋 | 20リットル | 500円 | 2,500円 |
| 大袋 | 45リットル | 1,200円 | 6,000円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | サイズ（１巻） | 販売価格・発注単位（1巻） |
| 資源物用ひも  | 小 | 50メートル | 3,600円 |
| 大 | 100メートル | 7,200円 |

◆廃棄物処理シール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 交付単位 | 販売価格　1組（1枚あたり） | 発注単位（１冊） |
| 200円券  | 赤色 | １冊（50枚綴り） | 200円  | 10,000円 |
| 600円券  | 紫色 | １冊（30枚綴り） | 600円  | 18,000円 |
| 1,000円券 | 緑色 | １冊（20枚綴り） | 1,000円  | 20,000円 |
| 2,000円券 | 黄色 | １冊（10枚綴り） | 2,000円  | 20,000円 |

・ごみ袋等について、製造元に起因がある破損・欠損以外の返品は致しかねます。

初回最低購入価格

|  |  |
| --- | --- |
| ◆家庭廃棄物指定収集袋 | 111,000円 |
| ◆事業系一般廃棄物指定収集袋及び資源物用ひも | 44,800円 |
| ◆廃棄物処理シール | 68,000円 |
| 合計 | 223,800円 |

３　販売開始日

2月21日（木）

４　販売時間

取扱店の営業時間内としてください。

５　領収書の発行

・販売価格50,000円以上で領収書を求められた場合は小平商工会名の「廃棄物処理手数料領収書」（様式６）を発行して下さい。

・商工会が領収書を発行するため、５万円以上の場合も印紙税法により印紙の貼付の必要はありません。

・使い切った領収書は回収いたします。商工会まで連絡ください。

　・取扱店でレシート等の発行をもって領収書に代えていただいても構いません。

・その他の場合は自社の領収書で対応してください。

６　注意事項

ごみ袋等は、行政における手数料ですので、以下の内容を厳守してください。

・許可された取扱店以外での販売不可

・非課税取引

・割引やポイント還元の対象外

・無料交付や粗品として配布禁止

**３．取扱業務について**

１　受注開始日　平成３１年２月１日（金）より

　　　　　　　　※配送カレンダーにてご確認ください。

２　初回配送日　平成３１年２月１２日（火）より

　　　　　　　　※配送カレンダーにてご確認ください。

３　発注方法

・発注締切日や納品日を示した配送カレンダーにて確認してください。

・締切時間は締日の午後0時（正午）です。

例えば

水曜日正午までに注文の場合は木曜日又は金曜日に納品となります。

金曜日正午までに注文の場合は月曜日又は火曜日に納品となります。

・電話での受付は、聞き間違い等トラブル防止のため行いません。

①ＦＡＸによる発注

　発注書（様式５）にご記入の上、042-313-6665に送信してください。

　誤送信を防ぐため、ＦＡＸ送信後042-313-6100に確認の電話をいただけると助かります。

②インターネットによる発注

インターネットによる発注をお申込の方は別途マニュアルをお渡し致します。

③持参による発注

発注書（様式５）にご記入の上

小平商工会　小平市小川町2-1268

　　　　（土日祝日を除く 9：30～16：30）窓口にご提出ください。

※年末年始、ゴールデンウイーク、お盆の時期の締切、納品日にはご注意ください。

４ 納品方法

製造配送業者が配送カレンダーに沿って、直接取扱店へ納品します。

納品書に、受取の捺印をお願いします。

５　請求方法

納品したごみ袋等の金額を月末締めで取りまとめ、翌月１０日頃に郵送にて請求書を送付いたします。

・廃棄物処理手数料の請求

小平商工会より請求させていただきます。

請求書は、様式（４）口座名義人住所に記載されている住所に送付いたします。

・販売業務手数料の支払

(1)各取扱店の廃棄物処理手数料（種類ごと）×8％×消費税

　取扱店ごとに

◆家庭廃棄物指定収集袋

◆事業系一般廃棄物指定収集袋及び資源物用ひも

◆廃棄物処理シール

の各手数料を１円未満の端数を切り捨てた、合計した額を販売業務手数料とします。

(2)売り切り方式を採用し、各取扱店での販売数ではなく、納品数に応じて手数料を算出します。

 ・請求額

廃棄物処理手数料から、販売業務手数料を差し引き請求とします。

６　納付方法

・口座振替の方は、23日（土日・祝日の場合は翌営業日）で行います。

・振込をされる方は、店舗ごとに月末日（着金）でお振込みください。

これにかかる振込手数料は各自でご負担願います。

必ず取扱店番号をご入力の上、お振込みください。

　　・領収書がご希望の方は、商工会（042-313-6100）までご連絡ください。

翌月の請求書に同封してお渡しします。

７　返品

・閉店や廃業等により取扱いを辞める場合に限り、払い戻しいたします。

なお、払い戻しは箱・冊単位となります。

・製造元に起因がある破損、欠損については組単位で交換いたしますので、商工会にご連絡ください。

８　取引停止

　　商工会が決めた期日までに納付出来ない場合は原則取扱店を取消させていただきます。

９　取扱店における会計処理方法

販売代金は取扱店側の売上にはならず、会計処理上「流動資産に属する立替金の科目」となります。

納品したごみ袋等は、廃棄物処理手数料に付帯する「交付物」となりますので、仕入（商品）にはあたりません。

取扱店におけるごみ袋等の取扱い時に行う仕訳例を記載しました。

ご参考にしてください。

〈仕訳例〉

　①配送業者からごみ袋等が届いた。

受託販売 ××× ／ 未払金 ×××

　②消費者にごみ袋等を現金で販売した。

現金 ××× ／ 受託販売 ×××

　③ごみ袋等の代金を、口座振替により支払った。

未払金 ××× ／ 預金×××

未払金 ××× ／ 受取手数料(または雑収入) ××× ※

　　※取扱手数料は、消費税法における課税売上となります。

受託販売勘定の残高は、指定収集袋の在庫金額と必ず一致します。

10　取扱店の報告義務

・在庫確認報告書の提出

年に１度（３月末日現在の）在庫数を「在庫確認報告書」（様式７）に４月１５日（必着）でＦＡＸ等にて報告してください。

・取扱店各種変更届の提出

営業時間や定休日、担当者等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「取扱店各種変更届」（様式３）により報告してください。

11 様式について

各様式については必要時にお渡しいたします。

４．販売までのスケジュール（予定）

状況により、予定が変更になる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 月　日 | 内　　容 |
| ２月　１日～ | ごみ袋等の発注開始（配送カレンダーにて確認） |
| ２月１２日～ | ごみ袋等納品（配送カレンダーにて確認） |
| ２月２１日～ | ごみ袋等販売 |
| ２月２８日 | 2月分請求締日 |
| ３月１０日頃 | 請求書発送 |
| ３月２３日 | 口座振替 |
| ３月31日 | ３月分請求締日 |
| ４月　１日 | 振込期限　着金 |
| ４月　１日～ | 戸別収集開始 |

**４．業務の流れについて**

市民及び事業者

ごみ袋等　交付

ごみ袋等　購入（廃棄物処理手数料を納付）

取扱店が直接行う業務

⑧請求金額

（廃棄物処理手数料－販売業務手数料）を入金※

③ごみ袋等の納品

指定金融機関

⑨代金引落

袋製造業者

取扱店

7

④納品伝票捺印

①ごみ袋等　週２回

インターネット、FAX、持参で発注

⑥請求書発行※

⑩引落結果報告

⑪引落金額送金

②ごみ袋等の配送依頼

⑦引落依頼※

商工会

⑤配送実績報告書

⑫取りまとめ金額納付

⑬実績等報告

※請求金額は、販売業務手数料を相殺した金額となります。

市

・「ごみ袋等」とは、家庭廃棄物指定収集袋、事業系一般廃棄物指定収集袋、資源物用ひも、廃棄物処理シールを指します。

・口座振替は月1回のみです。引落が不能であった場合は、直接商工会窓口にお支払いください。また、引落が不能であった場合、受注業務を停止する場合があります。

7